

年度末における登録抹消届出書の取り扱いについて

令和6年3月28日(休)正午までに本会が申請書原本を受付し、日行連に3月29日(金)正午までに書類が到着したものは、3月分として処理されます。

年度末における変更登録申請の取り扱いについて

下記のとおり処理されますので、お知らせいたします。
○変更登録申請：3月12日(火)以降 日行連受理⇒4月分
○単位会変更：3月27日(休)正午まで 日行連受理⇒4月1日付変更

業務参考資料のご紹介

※すべて本会ホームページ掲載済
※閲覧希望の方は、事務局へ(TEL. 024-973-7161)。

題名
下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(周知) 全21頁(日行連)
国土交通省告示第五百二十一号施行に伴う建設業法第十五条二号ハの規定により同号イに掲げる者と同以上の能力を有する者の確認方法について(通知) 全5頁(福島県土木建設産業室)
自動車検査証等のデザイン変更について(周知) 全1頁(日行連)
マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整の推進について(周知) 全12頁(日行連)
軽自動車OSSを提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の仕様改善について(周知) 全1頁(日行連)
阿武隈川水系釈迦堂川の特定都市河川の指定に伴う雨水浸透阻害行為の許可に関する周知について(通知) 全3頁(福島県土木企画課)
医療法人の経営情報の報告について(周知) 全3頁(日行連)
令和6年 能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて(再周知) 全6頁(日行連)
令和6年度 申請取次関係研修会の開催予定について 全2頁(日行連)
「定款作成支援ツール」の活用について(ご協力お願い) 全3頁(日行連)
「農水知財に関するオンラインセミナー」の開催について(周知) 全2頁(日行連)
オンラインセミナー「今後の入管に関わる行政書士のあり方について」の開催について(周知) 全2頁(日行連)
令和6年度 専修大学大学院における司法研修について(お願い) 全4頁(日行連)
令和6年 能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集について 全2頁(日行連)

令和5年度 行政書士試験合格者数
福島県 受験申込者数 509 受験者数 425 合格者数 44 合格率(%) 10.35%
全国 受験申込者数 59,460 受験者数 46,991 合格者数 6,571 合格率(%) 13.98%

会務日誌

- 1月
16日(火) 一般倫理研修
17日(水) 電子化推進委員会
19日(金) 丁種封印実績確認
20日(土) 福島運輸支局等年度末相談員研修
22日(月) 職務上請求書確認審査
// 第3回 綱紀委員会
// 須賀川信用金庫本部へ挨拶訪問
24日(水) 総合相談センター無料相談日
26日(金) 第4回 企画開発部会
// 東北地方協議会国際業務連絡会会議
30日(火) 企画開発部・研修委員会・業務専門委員会・電子化推進委員会合同会議
// 女性行政書士による女性のための無料相談会
報道機関PR訪問

- 2月
1日(休) 日行連職務上請求書関係事務取扱責任者会議
5日(月) 職務上請求書確認審査
9日(金) 登録証交付式
// 福島市役所訪問
10日(土) 福島運輸支局等年度末相談員研修
14日(火) 本会研修会

令和5年度 政連だより

1月13日(土) 令和6年 新年賀詞交歓会
19日(金) 政連令和6年 新年賀詞交歓会

速報

No. 179

発行所：福島県行政書士会
発行 者：会長 鶴沼理人
編集責任者：広報部長 小田島達也
〒963-8877 郡山市堂前町10番10号
TEL (024) 973-7161
FAX (024) 973-7174
ホームページ
https://www.fukushima-gyosei.jp/
メールアドレス
info@fukushima-gyosei.jp
印刷所：株式会社ヨシダコーポレーション
〒963-0724
郡山市田村町上行合字北川田22-1
TEL (024) 942-0005代
FAX (024) 942-2233

行政ふくしま

2024年2月号

2024年 令和6年 新年賀詞交歓会報告

総務部長 村崎 能文

令和6年 新年賀詞交歓会を令和6年1月13日(土)午後3時から郡山ビューホテルアネックス4階「花勝見」において、本会と政治連盟の共催で開催しました。

根本奈穂子理事、金沢和則名誉会長兼政連幹事長、村越泰典政連副会長の司会により進められました。鶴沼理人会長の先導で招待者が入場され、菅野亜矢子副会長の開会のことばで始まりました。

本会並びに政治連盟の鶴沼理人会長の挨拶の後、ご多忙の中、出席・挨拶を頂いた福島県会議長西山尚利様はじめ御来賓の多くの方々から祝辞を頂戴し、また、多くの方々から祝電を頂きました。

ユキマサ君も登壇し鏡開きが行われ、続いて当会地方議会議員等連絡会副会長影山常光様のご発声で乾杯しました。

宴が和やかに進むなか、恒例の抽選会が行われ大いに盛り上がりました。ご来賓の方々との懇親の場とすることができ、交流が深められたものと思います。

安藤強副会長の閉会のことばにより、お開きとなりましたが、会員の皆様方のご協力により、盛会裡に開催できましたことを深く感謝申し上げます。



重要なお知らせ

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました

これまでも一般倫理研修の制度について、会員の皆様へご案内しておりますが、重要な制度のため、改めてお知らせいたします。

日本行政書士会連合会会則の改正が令和4年8月31日付けで総務大臣から認可されたことに伴い、令和5年8月31日から、5年に一度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました。

受講期限

- 令和5年 8月31日時点で会員である方の期限 …令和6年 3月31日(日)
- 令和5年 8月31日以降新規に登録を受けた会員 …登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し修了すること

- ・期限内に修了していない場合は、処分を受ける可能性があります。
- ・今回の受講後も5年に1度受講が義務付けられています。

受講方法

1 中央研修所 研修サイトにアクセス

日本行政書士会連合会のホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



2 中央研修所研修サイトにログインして研修受講

ID、パスワードを入力して中央研修所研修サイトにログインし、「講座一覧」▶「義務研修」▶「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。
※最後に受講確認のためのテストがあります。詳しくは中央研修所研修サイト内の説明及びマニュアルを御確認ください。

3 受講完了後、修了証を発行

全ての講座を視聴し、テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックして研修は修了となります。職務上請求書を購入する際に一般倫理研修の修了証が必要となりますので、職務上請求書を購入予定の方は「修了証発行」ボタンをクリックした際に表示される修了証の印刷又はダウンロードをお願いします。なお、職務上請求書の購入予定がない方も「修了証発行」ボタンをクリックしないと修了日が確定しませんので、必ず「修了証発行」ボタンをクリックしてください。

※中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、本会事務局までご連絡ください。

令和6年 能登半島地震に係る日行連の支援金及び義援金の募集について

会長 鷗沼理人

令和6年1月1日午後4時10分、石川県能登半島で最大震度7の地震が発生し、大きな被害をもたらしています。連日、被災の状況や被災者の厳しい生活が報道されており、被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

日本行政書士会連合会より、別紙のとおり令和6年能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集について通知がありました。

なお、本会におきましては令和6年1月17日に災害助成基金の支出について理事会(書面開催)において、全会一致により石川県行政書士会へ10万円、新潟県行政書士会へ5万円の見舞金を直接送付しておりますことを報告いたします。

会員の皆様におかれましては、日本行政書士会連合会を通してご支援をお願いいたします。

※別紙については本会HP掲載済。日行連HP及び月刊日本行政3月号に募集方法が掲載されます。

通知

令和6年 農地法許可申請書の申請・届出・締切日について

5農委第200号
令和5年11月20日
白河市農業委員会 会長 矢野 正則

日頃より本会運営のため、ご協力をいただき誠に感謝申し上げます。
さて、表記につきまして別紙のとおり定めましたので、支部会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。
変更点としましては、締切日10日が土日祝祭日の場合、翌日としておりましたが、前日の開庁日といたします。また、早期締切月の2月と12月に3月を加えましたので、よろしくお願いたします。
なお、事務を円滑に処理するため、締切日の5日程度前倒して申請くださるようご協力をお願いいたします。
※別紙については、本会HPに掲載済

通知

長期相続登記等未了土地解消作業に係る相続人からの問合せへの対応について(お願い)

不登第138号
令和5年12月14日
福島地方務局長 長橋 範夫

日頃から、法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
法務局では、所有者不明土地の解消に向けて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づき、添付しました資料のとおり「長期相続登記等未了土地解消作業」を行っています。また、当該作業におきましては、相続登記申請を促す観点から、作業を通じて判明した法定相続人のうち、代表してお一人の方に、当局から相続登記がされていない旨を通知しています。
官公署に提出する書類作成などの専門家として御活躍いただいている行政書士の皆様におかれましては、当局からの通知を受領した地域住民の方々から、当該作業に関する御相談を受ける機会もあるかと考えておりますが、その際には、下部の連絡先を御案内いただくよう、貴会の会員の皆様に御周知いただきたく、御協力をお願い申し上げます。
【連絡先】福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 福島地方務局不動産登記部門
長期相続登記等未了土地解消作業担当 ☎ 024-534-2045

通知

自動車税種別割に係る減免申請期限について

事務連絡
令和5年12月28日
福島県税務課

このことについて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から減免申請期限を6月30日まで延長しておりましたが、令和5年5月8日をもって同感染症が5類感染症へ移行したことから、下記のとおりとしますのでお知らせします。

1 令和6年度以降の減免申請期限(新規登録時の自動車税申告における減免申請を除く。)

(1) 障がい者に係る減免申請…5月31日(5月31日が土日、祝日に当たる場合は翌営業日)

※「身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方のために使用する自動車」で一定の要件に該当するものが対象です。

※ 申請期限後に申請された場合は、申請月の翌月から月割り減免となります。

なお、申請月までの月割り分の税額は納めていただく必要があります。

(2) 福祉車両等に係る減免申請…5月24日(5月24日が土日、祝日に当たる場合は翌営業日)

※ 下記の自動車で一定の要件に該当するものが対象です。

- ・ 社会福祉法人が所有し専らその業務に使用する自動車
- ・ 巡回診療に使用するための検診装置を備えた特種用途自動車
- ・ 農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が所有しへき地巡回診療に使用する自動車
- ・ 一般社団法人福島県交通安全協会が所有する交通安全指導に使用する自動車
- ・ 私立幼稚園、幼保連携型認定こども園の設置者が所有し専ら幼児の通園に使用する自動車
- ・ 常時介護を必要とする老人又は身体障がい者の入浴に使用する移動入浴自動車
- ・ 生活交通路線バス(県の補助を受けている者が所有する一般乗合用バス)
- ・ 構造上専ら身体障がい者等が使用するものとして認められる自動車(車いす移動車等)
- ・ 中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車
- ・ NPO法人等が所有し障がい者総合支援法に規定する事業に使用する自動車

※ 申請期限後の受付はできませんので、必ず期限内に申請してください。